

「企業誘致プロモーション動画制作業務」 委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市（以下、「本市」とする）が受託者に業務委託する「企業誘致プロモーション動画制作業務」（以下、「本業務」という）に適用する。

2. 事業名

「企業誘致プロモーション動画制作業務」

3. 業務の目的

本業務では、「せんだい都心再構築プロジェクト」を通じ、都心で再開発が起これば成長するまちの姿について、東北大学を中心に集積する研究拠点、3Gev 高輝度放射光施設「ナノテラス」の稼働、スタートアップの機運醸成、女性活躍などの本市の多様な魅力を、立地企業へのインタビューや市長トップセールスによるプレゼン等を交えた PR 動画を制作し、効果的に発信をすることにより、企業誘致や更なる投資の促進を図ることを目的とする。

4. 業務期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

5. 業務の内容

以下の業務を行う。

(1) 動画作成業務

業務の目的である企業誘致や更なる投資の促進に向けて、効果的な内容を提案し動画の制作・編集を行うこと。動画の構成は、立地企業のインタビュー、市長のプレゼン、仙台市の長所等を要素とすること。

① 動画の素材

i) 立地企業インタビュー

- ・ 仙台市に立地した企業へのインタビューを実施することで、立地企業の声で仙台市の長所を PR する。
- ・ インタビュー企業の選定及びインタビュー内容については本市との相談で決定する。受注者はインタビュー先への同行及び撮影を行うものとする。

ii) 市長プレゼン撮影

- ・ 市長による企業誘致プレゼンを撮影すること。動画撮影に必要な機材及び調整、進行管理、現場での撮影指示等、必要な業務を行うこと。
- ・ 撮影時期、場所、内容については、動画制作の内容により決定するものとする。

iii) その他の素材について

- ・ 動画制作において必要となる素材については、主に受注者で準備をすること。必要に応じて撮影が必要な場合は受注者で撮影を行うこと。撮影に費用が発生する場合は、受注者で費用を支払うこと。
- ・ 動画に挿入するナレーター、BGM などについては受注者で準備すること。なお、使用に際しては本市と協議を行うこと。ナレーターへの謝礼、音楽使用料については、受注者で用意すること。

② 動画の形態

- ・ 企業誘致を目的として、研究開発拠点向けと、IT 関連企業向けの 3~4 分間程度の長尺の動画各 1 本ずつ（計 2 本）と、その動画における誘致の要素をチャプタ毎に編集した複数の動画を作成すること。
- ・ 長尺の動画作成においては企業誘致 PR のチャプタ、立地企業へのインタビュー、市長によるトッ

プセールスのチャプタが明確に分かれるように作成し、後日トップセールスのチャプタを切り分けることができるようにすること。

- ・チャプタ動画においては長尺動画に入れる要素の数によって複数になるものとする。編集時は、単に動画を短く切り取るだけではなく、いずれの動画尺であっても本市の魅力が効果的に伝わるように必要な編集を行うこと。なお、動画の時間については、利用する場面や構成などにより変更となる可能性を含むものとする。
- ・作成した映像には、適宜字幕（テロップ）を付与すること。
- ・多言語対応とするため、英語字幕版を作成すること。
- ・動画は MP4 形式で完成することとし、後日 Youtube チャンネル等で公開することができるようにすること。
- ・動画サイズは、フル HD 以上とすること。

③ 動画の納期

- ・令和 6 年 10 月 31 日（木）

※11 月に予定しているイベントにおいて、公開が可能な状態にすること

④ 納入場所

- ・仙台市経済局企業立地課

(2) 企業誘致広報業務

制作した企業誘致動画をより効果的に誘致対象企業に届けるために、デジタルコンテンツを活用した広報の手法について提案し運用すること。

① 対象企業

i) 研究開発企業

- ・「東北大学ビジョン 2030」及び「コネクテッドユニバーシティ戦略」において、東北大学がオープンイノベーションを戦略的に展開しているライフサイエンスの分野に関連性が高い企業や、次世代放射光施設（ナノテラス）の利活用が見込まれるなどナノテラスへの親和性が高い企業等。

ii) IT 関連企業

- ・システム開発・運用、WEB 制作・運用、アプリ開発・運用を行うソフトウェア業や、WEB デザイン、動画・CG 制作、WEB 広告制作を行うデジタルコンテンツ業。

② 広報内容

- ・デジタルコンテンツを活用した効果的な広報を行うこと。なお、広報効果の分析ができるものとする。

③ 広報期間

- ・概ね動画作成後の 3 か月間とする。

6. 打合せ・とりまとめ等

(1) 打合せ

- ・着手時、最終報告時に本市が指定する場所においてミーティングを実施する。
- ・その他に動画制作に係るものや広報に係るものについては、適宜実施するものとする。

(2) 報告書の作成

- ・業務実績を取りまとめ、報告書を作成すること。様式は任意のものとする。報告書においては、広報実績などの具体的な数字を入れ、その効果が見えるものとする。

(3) 成果物は以下の物を納品すること

① プロモーション動画

i) 内容

- ・当該事業の為に撮影・編集した動画・写真一式

ii) 形式

- ・MP4 形式（フル HD）

iii) 媒体

- ・ DVD-R 等の記録媒体等に格納し、2 枚を本市へ納品するものとする。納品媒体は納品前にウイルスチェックなどを行い、セキュリティ上問題がないことを確認すること。

② 報告書

i) 内容

(2) のとおり

ii) 形式

- ・ PDF データによる納品及び印刷・製本した冊子 2 部

③ 納品場所

- ・ 仙台市経済局企業立地課

7. 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則に基づくほか業務委託契約書、本仕様書、特記仕様書によって行う。
- (2) 本業務を行うにあたり、具体的な実施事項及び実施方法については、本市と打合せを行い、調整の上実施する。

また、受託者は本市と綿密に連絡を取るとともに、本市の指示に従わなければならない。

- (3) 受託者は本業務の遂行にあたり、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や本市から提供する情報については、下記の事項を厳守しなければならない。

- ・ 受託者は、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や本市から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
- ・ 受託者は、本市から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、また、第三者へ提供してはならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
- ・ 受託者は、情報を記録した書類または電磁的記録媒体の複写及び複製をしてはならない。
- ・ 受託者は、個人情報の漏洩等の事故が発生し、または発生する恐れがあることを知った場合、速やかに本市に報告し、その指示に従うものとする。
- ・ 前各号に掲げる事項に関するために違反した場合、本市は受託者に対して、本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。

- (4) 受託者は、本業務の着手前に業務計画書を本市に提出し、承認を受けなければならない。なお、計画書には次の事項を含むこととする。

- ・ 着手届
- ・ 業務内容
- ・ 業務履行計画表
- ・ 業務担当者届（実施体制）
- ・ その他仙台市が必要と定めたもの

- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに本市に連絡し、その指示に従うものとする。

- (6) 本業務は、成果品及び完了届その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合は業務完了と認める。ただし、業務完了後に成果品に誤り等が確認された場合は、受託者は本市の指示により速やかに修正または再作業を行うものとする。また、その費用については受託者の負担とする。

8. 業務遂行上の留意点

- (1) 素材の取扱い

- ・ 本市及び受託者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面または電磁的記録により確認を行うこと。その費用は全て委託料の中で賄うこと。

- ・ 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受託者の費用により受託者が対応すること。
- (2) 特記仕様書
 - ・ 本仕様に記載のない仕様については、受託者の提案を受けて受託者と本市が協議の上決定し、本業務委託にあたり採択された提案書を特記仕様書として取り扱う。
- (3) 届出及び報告
 - ・ 受託者は、以下の事由が発生したときは、速やかに本市へ届出又は報告を行い、本市の指示に従うこと。
 - ・ 業務履行体制の変更をするとき
 - ・ 業務履行に際して事故が発生したとき
 - ・ 本市から届出又は報告を求められたとき
- (4) 打合せの実施
 - ・ 受託者は、業務の進捗状況及び課題等について本市に報告を行い、また業務履行にあたっての調整または確認を行うため、随時打合せを実施する。
- (5) 環境への配慮
 - ・ 受託者は業務の履行にあたり、「仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。
- (6) 注意義務
 - ・ 受託者は本業務遂行に当たり第三者へ損害を及ぼすおそれがある場合は、受託者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受託者の責任及び負担において賠償すること。

9. 著作権に関する事項

- ・ 受託者は、第5項(1)(2)で定める成果物に係る、著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。

10. その他留意事項

- ・ 業務の実施内容を仕様書等関係書類と照合し、訪問企業数や数値目標に対して不足があると本市が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うことがある。
- ・ 連絡方法については、電子メールを基本とするが、必要に応じて打合せを実施すること。
- ・ 本業務にあたり作成された資料等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、本業務実施における企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできないものとし、その他の業務の再委託については書面により本市の承諾を得なければならない。
- ・ 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・ 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、契約終了後も本市において閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・ 仕様書に定めのない事項は本市及び受託者の協議により決定する。

11. 担当課

- ・ 仙台市 経済局 イノベーション推進部 企業立地課
 所在地: 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビルディング9階
 TEL :022-214-8276
 E-mail:kei008040_13@city.sendai.jp